

市川市国民健康保険条例抜粋(昭和 35 年 12 月 23 日条例第 27 号)

(市川市国民健康保険運営協議会の委員の定数等)

**第2条** 国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 11 条第2項の規定により設置する市川市国民健康保険運営協議会の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 5人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 5人
- (3) 公益を代表する委員 5人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 2人

2 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年条例第 26 号)の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。